

別表2 役員等の退任時に関する規程

役員等の退任時に関する規程

社会福祉法人 長生福寿会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長生福寿会の理事・監事及び評議員の退任時について、必要な事項を定めることを目的とする。

(再任)

第2条 理事・監事及び評議員の任期は定款に定めるとおりであり、任期満了時においては再任を妨げない。

(慰労金の支払い)

第3条 理事・監事及び評議員の退任時において、理事長は任期期間中の労苦に報いるため、慰労金を支払うことができる。

(慰労金の額)

第4条 慰労金の額は、予算の範囲内において理事長が決定する。

附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年9月16日より改定施行する。

補則

※ 役員等の退任時における慰労金の目安

慰労金の額は「予算の範囲内」とし、財務状況その他によって理事長が都度決定する。その支払いは、「在任期間」に応じた支給を基本とする。また、金額は慰労金としての主旨の範囲内のものとする。

※ 慰労金の額の目安（上限金額）

在任4年未満	・ ・	100,000円	以内
在任4年以上 10年未満	・ ・	300,000円	以内
在任10年以上	・ ・	500,000円	以内

①個別の慰労金の額及び支払日は理事長が決定する。

②退任後、理事長が決定した支払日に現金払い又は個人口座に振り込みとする。

以上